

議案第75号

葛飾区郷土と天文の博物館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成23年11月29日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

使用料の額を改める必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区郷土と天文の博物館条例の一部を改正する条例

葛飾区郷土と天文の博物館条例（平成3年葛飾区条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第4 講堂使用料の部第1条に定める目的で使用する場合の項中「2,100円」を「1,700円」に、「2,900円」を「2,300円」に、「3,700円」を「3,100円」に、「7,000円」を「5,800円」に改め、同部第1条に定める目的以外で使用する場合の項中「6,300円」を「5,100円」に、「8,700円」を「6,900円」に、「11,100円」を「9,300円」に、「21,000円」を「17,400円」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第4の規定は、この条例の施行の日以後の使用について適用する。